

組 合 公 報

平 成 2 4 年 2 月 2 8 日
富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3
富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合

目 次

公告第3号	平成23年度第1次変更事業計画及び予算について	2
公告第4号	富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部改正について ...	3
公告第5号	平成24年度事業計画及び予算について	7

○公告第3号

平成23年度第1次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成23年度第1次変更事業計画及び予算については、平成24年2月27日開催の第140回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成24年2月28日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。

○公告第4号

富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部改正については、平成24年2月27日開催の第140回組合会において原案のとおり議決されたので、別紙のとおり公告する。

平成24年2月28日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貯金規則（平成 12 年 9 月 25 日規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「1.8%」を「1.5%」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

富山県市町村職員共済組合貯金規則の一部改正 新旧対照表

(傍線部分は、改正箇所を示す)

現 行	改 正 後	備 考
第 1 条 ～ 第 11 条 (略) (貯金の利率) 第 12 条 貯金の利率は、年利 <u>1.8%</u>とする。ただし、理事長は、市中金利の情勢等を勘案し、必要に応じて利率を変更できるものとする。 第 13 条 ～ 第 16 条 (略)	第 1 条 ～ 第 11 条 (略) (貯金の利率) 第 12 条 貯金の利率は、年利 <u>1.5%</u>とする。ただし、理事長は、市中金利の情勢等を勘案し、必要に応じて利率を変更できるものとする。 第 13 条 ～ 第 16 条 (略) 附 則 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。	貯金利率の引き下げ (△0.3)

理 由 書

近年の金融市場環境は、低金利傾向で推移しており、平成 22 年度から貯金事業における貯金者への支払利息総額が、受取利息総額を上回る状態となっている。このため、収支の健全化と事業の安定化を図るため、支払利率を年利 1.8% から 1.5% に引き下げるもの。

○公告第5号

平成24年度事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成24年度事業計画及び予算については、平成24年2月27日開催の第140回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成24年2月28日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。